

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、「児童憲章」「子どもの権利条約」「児童福祉法」「保育指針」に基づき、子どもの人権、最善の利益を尊重して作成しています。</p> <p>保育理念の精神が全体的な計画に反映されていることが読み取れます。園の周囲の環境、家庭の状況を考慮し、異年齢交流や環境活動、幼保小連携や地域子育て支援の充実等当園の特色を出しています。</p> <p>全体的な計画、保育理念等は、「保育園のご案内(兼重要事項説明書)」やクラス便りに記載し、玄関やクラスに掲示しています。各クラスにも常備し、保護者がいつでも確認できるようにしています。</p> <p>全体的な計画は毎年見直していますが、2019年度は人材育成を目的に若手職員をプロジェクトメンバーに加え全職員で話し合い改訂をしました。カリキュラム会議や職員会議で話し合う中で、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ次の編成に生かすようにしています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<p><コメント></p> <p>保育室は定期的に換気し適切な温度や湿度を調節し心地よく過ごせる環境作りを心がけています。コロナ対策として手指アルコール設置、こまめな換気、ウイルス飛散防止の衝立等の環境を整えています。</p> <p>園内外の安全点検、清掃は点検表やマニュアルに添って毎日行っています。故障箇所や、危険な箇所を見つけたら報告し処置を講じています。子どもの発達に応じて動線や安全を考えた配置をしています。</p> <p>寝具はリースで、3年に一度交換し、年6回業者による布団乾燥で清潔を保っています。カバーは保護者が毎週交換しています。また、業者による床・窓の清掃も年4回行っています。</p> <p>トイレは安全、清潔を考慮しドライ化を進めています。装飾などでトイレ内の雰囲気明るく暖かみを感じられるようにし、冬場は便器に冷たくないよう手作りカバーをつける等、一人ひとりくつろげる工夫をしています。また、ドアに指を挟まないよう配慮しています。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
<p><コメント></p>		

担任間で子どもの家庭環境や状況、生活リズムを把握し共有するとともに他の職員には、会議やミーティングなどで周知情報を共有しています。特に配慮が必要な子どもの情報は会議で全職員に周知徹底しています。

子どもをありのままを受け止め、子どもの気持ちに寄り添い、穏やかに話すように心がけています。子ども同士のトラブルにおいても、年齢や発達過程によって対応は異なりますが、子どもの言動や行動を否定せず、言葉を丁寧に聴き気持ちを満たすことができるような関わりを心がけています。

日本語が母国語でない保護者には、英語が話せる職員が一对一で対応しています。宗教に応じて食事や着替えなどの配慮をしています。

子どもの人権についてセルフチェックリストを活用し、自己の人権意識を見直す機会を設けています。また、子どもへの言葉かけがより適切になるように、職員同士声を掛けるよう心掛けています。

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
------	---	---

<コメント>

日中は散歩や園庭あそびを多く取り入れ活発に活動し、午後は十分睡眠をとることで動と静のバランスを整えています。

衣類の着脱時には自分で最後までやり遂げようとする気持ちを尊重し、さりげなく手伝い、最後まで自分で出来たという達成感を得られるよう援助しています。着脱等の生活習慣が無理なく身につくように視覚的にわかりやすく絵カードを活用しています。トイレトレーニングの進め方については、子どもの主体性を尊重し無理強いせず家庭と連携しながら進めています。日頃の着替えを通して清潔にする心地よさを伝えています。

食事面では、0歳児は食への興味、意欲を持つように1対1で丁寧に食事介助をしています。家庭と連携しながら、箸、スプーン、フォークと発達に合わせて使っていくように援助しています。看護師や歯科医から手洗いや歯磨きの大切さを教わることで、自分の体は自分で守るという健康教育を推進しています。

【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
------	---	---

<コメント>

年齢や成長に合わせ複数の玩具やコーナーを配置することで自分が好きな遊びを選択し、好きなコーナーで友だちと一緒に遊びこむことで自主性・集中力等を伸ばすよう援助しています。

戸外遊びや探索活動を通して身体を十分に動かし遊びを楽しむ環境を整えるとともに自然の中で動植物に触れることで、子どもの新たな発見や驚きを大切にしています。園では年長児がカメを飼育しており身近に生き物と触れ合う機会を作っています。

幼児については異年齢交流を通して様々な人間関係が育まれるよう環境を設定しています。また友だちとの関りの中で、当番活動や遊びのルールを決めることで社会性、自主性や連帯感を体験し、達成感や満足感を味わえるよう援助しています。

地域の老人施設への訪問や園行事に招待すること等を通して世代間交流を積極的に行っています。また地域の様々な人々と接することで相手を思いやる心を育み、挨拶やマナーを身につける良い機会と捉えています。

【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
------	---	---

<コメント>

畳やマットで心地よさを感じ、コーナー等発達に応じて空間を作り、生活の中で様々な環境を整えています。棚や散歩バギーには手作りカバーを装着し安心、安全にも配慮しています。子どもと視線を合わせ、一人ひとりの表情や要求に合わせて優しい口調で言葉がけをし応答的に関わっています。

月齢やそれぞれの成長や興味に合わせて玩具や絵本等が選べるように工夫しています。抱っこやわらべ歌などでスキンシップをとりながらゆったりとした関わりを大切にしています。

保護者には降園時に保育中の子どもの様子を詳しく伝え合い、離乳食の進め方は家庭、担任、調理師と連携しながら進めています。一日の様子は連絡帳等で伝えています。連絡帳はわかりやすく細かく記録することを心掛け、担任以外でも保護者に正確に伝えることができるようにしています。保育参加に来ていただき、普段の保育や子どもの様子をみてもらい、保護者と子育ての思いを共有し、信頼関係を築くよう取り組んでいます。

【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
------	--	---

<コメント>

この時期の自我の芽生えを理解し、ゆったりとした関わりを心がけ、子ども自身の様々な発見、興味や関心を持てるような活動を通して達成感を味わえるよう援助しています。言葉でうまく表現できない気持ちを汲み取ったり、友だちとの関わりの中で保育士が代弁をしたり仲立ちをしながら、自分の気持ちの表現方法を知り、他者への気持ちの理解につながるよう援助しています。

成長や、発達に合わせて玩具、絵本を用意し、子どもが好きな玩具を手にとって遊べるようコーナーを配置するなど工夫しています。友だちとの自然的な遊びや活動を大切に、仲立ちしながら更に発展できるよう援助しています。

園庭でのあそびを通して他クラスと関わったり、一緒に散歩にでかけることで自然な異年齢交流ができています。また、リズム、太鼓などで異年齢との交流する機会を持っています。

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
------	--	---

<コメント>

今年は、虫に興味がある3歳児はクラスで青虫をみつけて飼育し、4歳児はゲームの中でルールを守ることの楽しさを味わっています。5歳児は、子ども同士の相談で自主的に行事を決めることで連帯感や満足感を味わえるよう援助しています。子ども自身、今までの園生活や経験の積み重ねにより、保育園のリーダーとしての意識が育まれている様子が窺えます。

お楽しみ会や運動会等の行事では、当日までの過程を大切に、子どもたちの取り組みや成長の様子が保護者にわかるように写真にとり掲示し、懇談会、クラスノート、園だより等でも知らせています。

今年は、コロナの影響でなつまつりは保護者参加なしでしたが、楽しみにしている子どもたちの気持ちを大切に、お店屋さんごっこやゲームの日をつくり楽しみました。運動会では、密を避けるために、クラスごとに入れ替え制で行うよう工夫し、保護者に子どもの成長をみてもらい、親子で楽しめる機会をなくさないようにしました。

【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>玄関にスロープがあり、廊下、トイレに手すりがついています。クラスでは、子どもが落ちつける机の配置や別室の利用、視覚的に解りやすくするための絵カードの使用など一人ひとりに合わせた環境を設定しています。</p> <p>個別指導計画に基づき詳細な記録を取ることで、一人ひとりにより細かい配慮ができるようにしています。毎月ケース会議を持ち、一人ひとりに応じた対応や配慮について、クラス以外の職員も共有し全職員が同じ対応ができるようにしています。子ども同士の関わりにおいては、「共に育つ」という視点で保育士が仲立ちしながら子ども同士の自然な行動や交流を心掛けています。</p> <p>横浜市北部地域療育センターの研修は全職員に周知し共有しています。また巡回指導では技術援助に関する助言を受け、保護者に適切なアドバイスと報告を行っています。園医、臨床心理士、看護師の巡回訪問等のカンファレンスなどから助言を受けています。</p>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>朝と夕方は年齢に合わせた玩具を配置し、じゅうたんのコーナーを作ることで子どもが落ち着いて過ごせるよう援助しています。また子どもが安心して過ごせるように、職員の配置を配慮し、一日の生活がスムーズに流れるよう配慮しています。</p> <p>一日を通して静と動のメリハリをつけた活動と睡眠のバランスを考慮しています。特に夕方の延長はお迎えがくるまで職員と一緒に絵本を読んで穏やかに過ごせるよう配慮しています。園の生活と家庭の生活の連続性を大切にし、家ででの睡眠時間や休日の過ごし方などについて保護者と連絡を密にしています。</p> <p>災害時の人数把握を目的に常に保育者は担当クラスの子どもの名前、出席児童数がわかる短冊を携帯しており、担任以外でも子どもの状況、送迎時の人数が把握できるようにしています。保護者には早番、遅番の保育士が子どもの様子を連絡帳や口頭で伝え、重要なことについては担任から直接話すようにしています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>毎年、年長児は小学校へ自信をもって安心して就学できるように横浜市の接続期アプローチカリキュラムに沿って保育を実践しています。区の幼保小の交流会での情報交換や近隣の小学校6年生の当園での福祉体験を通し、小学校との連携体制が整備され、小学校の見学も計画的に実施しています。</p> <p>ネットワーク保育士の仲立ちで近隣園と年長児の交流が活発に行なわれ、就学先の小学校が同じ子どもの顔や名前を知ることによって不安感を解消し、また小学校訪問などで1年生の子どもから校内を案内してもらい就学への見通しが持てるよう援助しています。</p> <p>保護者には懇談会等で就学までに育てて欲しい姿を伝え、就学児のいる保護者に経験談を話してもらう機会を設けることで見通しが持てるようにしています。保育所児童保育要録は、担任が一人ひとりについて丁寧に記載するように努めており、小学校生活がスムーズに送れるように、就学先の学校に要録の送付や引継ぎを行っています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p><コメント></p>		

健康管理マニュアル、感染症防止マニュアル、保健衛生マニュアル等を活用し、日々の子どもの健康管理を行っています。登園前、登園後における検温、視診による怪我等の観察等を行い、保護者とは情報交換しています。年間保健計画を作成し、視聴覚検査、歯科検査、身体測定及び各年齢の目標に沿った保健指導を行っています。区より看護師の巡回訪問時には子どもたちは手洗い、うがいの仕方や病気の予防方法について指導を受けており、その取り組み内容は保護者にも提示しています。既往症がある園児は要配慮児ファイルで職員全員で共有し見守りを行っています。職員は睡眠時の事故防止(SIDS)マニュアル等で乳幼児突然死症候群に関する学習をしており、午睡時呼吸チェック表で記録・管理し、睡眠時の安全に努めています。SIDSのポスターは玄関に掲示し、0歳1歳児懇談会でも内容を説明しています。

【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b
-------	-----------------------------------	---

<コメント>
 年2回の医師による歯科健診、健康診断を行っています。それぞれ個別結果は関係職員及び保護者に知らせています。診察、治療が必要な場合は保護者と確認を行い、医療機関へ受診を勧めています。健康診断・歯科健診の結果は保健支援の計画に反映させています。園児が歯の大切さを理解できるように、歯科衛生士による赤染を使った歯磨き指導をしてもらったり、絵本を使って歯磨きの大切さを伝えるようにしています。家庭でも関心を持ってもらえるように保護者に健康診断・歯科健診結果を報告するとともに取り組みを写真で掲示しています。

【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
-------	--	---

<コメント>
 園児にアレルギー疾患がある場合、保護者は主治医より「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」で対処方法を記載してもらい、保護者は「食物アレルギー対応表」にアレルギー疾患があることを記入し保育所へ伝え、保育所はそれを基に対応しています。保育所はアレルギーマニュアルの手順に則り、緊急時の判断や対応をしています。活動面では保護者、園長、担任、調理員でアレルギー面談を月1回行い、「給食食材一覧」で除去するアレルギー品目を確認し、進めています。食事ではアレルギー児は別テーブルやアレルギー児専用の食器を使用し、名前札(写真入り)を使用するとともに、子どもが歩く動線が変わらないよう指導したり、コップ、歯ブラシの置き場所も工夫しています。

A-1-(4) 食事

【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
-------	---------------------------------	---

<コメント>
 食育プロジェクトチームが食育年間計画を作成しています。年齢に応じて食事のあいさつや姿勢、食具の持ち方などを伝えながらマナーを教えています。食器は磁器食器を使用し、年齢や発達に合わせスプーンや皿の形状を変えています。調理前の食材に触れる機会を設けるため、クラスで野菜を栽培して収穫したものを食しています。またクッキングする経験もしています。「ぱくぱくだより」を利用して子どもと献立表の確認をし、今日の食事内容がわかるようにしています。食に関する絵本を読み、そのストーリーを行事や劇ごっこなどに取り入れ、楽しみながら食材や栄養に興味を持てるようにし、食への関心を育てています。食育の取り組みを写真にして掲示し保護者に発信しています。玄関に給食のサンプルが置かれていて、その日の食べたものがわかるようにしています。

【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
-------	---	---

<コメント>

献立は市統一の献立表で子どもの発達状況や体調に配慮した内容にするとともに、季節感のあるもの、地産地消を考慮した献立になっています。季節感のある献立や行事では七夕、七草がゆ、秋はきのこカレー、豆ごはんなど工夫が見られます。調理員は食事の際、子どもが食事する様子を観察したり声掛けしたりして食べ具合など担任と確認し、個別に子どもに見合った量にして完食した満足感が得られるようにしています。残食があるときは記録を残し、次回の味付けや盛り付け、見た目に活かしています。衛生面では衛生マニュアルに沿って、出勤時に衛生チェックと掃除チェックを行い、衛生管理に努めています。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>早番、遅番職員は保護者と毎日登降園時に子どもの様子を確認しています。乳児クラスは個別の連絡ノートで家庭での様子、健康状態、検温、排便、睡眠、食事などの情報を把握しています。各クラスでは園での様子を保護者に伝えていきます。保護者とは保育参加、個人面談、写真掲示、クラス便りなどで日常の様子や、保育の見える化を図っています。懇談会では園の方針や保育内容を伝えるとともに意見や要望を聞いたりして子どもの成長を共有し、情報交換を行うことで理解を深めています。保育参加、なつまつり、運動会、お楽しみ会等子どもの成長がみられる機会を設けています。全体的な計画、保育内容はファイリングし、クラスに置いてあり、保護者が手に取れるところでいつでも見られるようにしています。子どもの様子等はミーティングで職員が共有し、きめ細かい対応ができるようにしています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>職員は送迎時は積極的に挨拶をし、子どもの様子を伝える様にしてコミュニケーションをとっています。また早遅勤務は担任でなくても日常の様子を聞くようにしています。保護者の相談には個人面談の期間以外にも希望があれば対応し、簡単な相談はその都度対応するようにしています。公立保育園として様々な要件での受け入れをしています。また、その役割と専門性を生かし、地域の保護者にも支援室の開放、サークル派遣、育児講座、育児相談、クラス交流、赤ちゃんの駅、離乳食ランチ交流、地域子育て支援情報掲示など行っています。受けた相談は、園で直接助言するほか、専門機関(横浜市北部地域療育センター、保健センターの保健師、児童相談所、こども家庭支援課など)に相談する機能をもっています。</p>		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>登園時、職員はすべての子どもの身体を視診で確認したり、園内では排泄時、着替えの際などに小さな傷など異常がないかチェックしています。虐待等権利侵害となる恐れがあると職員が感じた場合、園長、主任への報告相談を行い、ミーティングを通して園全体で対応とフォローができるようにしています。更に予防的に保護者とコミュニケーションを図り、様子の変化を見守りながら精神面での支援ができるように心がけています。虐待等権利侵害が認められると感ずるケースについては、区こども家庭支援課や、北部児童相談所に相談できるようになっています。要支援家庭は各相談機関とカンファレンス等を定期的に行い、連絡がとり合える体制ができています。職員は児童虐待の防止と支援マニュアルを学習、習得しているとともに、虐待に対する研修(人権研修)を受け、研修報告などで、職員間の共有を行っています。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めてい	b
<p><コメント></p> <p>保育士の自己評価は年度初めに各職員が園長面談し、相談・助言をもらいながら「目標共有シート」を作成し、年度末に達成状況について自己評価を行い、区こども家庭支援課課長や園長と確認して更に保育の質の向上につなげています。評価の方法として、クラスの年間計画は4期に分けて期毎に計画に基づいて実施できているか、また結果だけでなく過程を大切にしつつ自己評価を行っています。自己評価と反省は翌月、次年度の計画づくりに生かすようにしています。更に運動会やおたのしみ会などの行事の後は都度、「保護者感想」を書いてもらい、職員の反省とともに話し合いを行い、次の行事計画につなげています。目標を達成するためのプロジェクト(室内の環境、屋外環境、食育など)を立ち上げ、園全体でよりよい保育を目指しています。</p>		